

富山県警察足こん跡等取扱要領の制定について（例規通達）

【概要】

この要綱は、足跡取扱規則（昭和 54 年国家公安委員会規則第 6 号）及び足跡取扱細則（昭和 54 年警察庁訓令第 9 号）に基づき、富山県警察における現場足跡等の管理、運用等について必要な事項を定めたものである。